

# 第2次佐倉市食育推進計画 (案)

“食を通して人を育み支えあうまち佐倉”

平成28年4月

佐倉市

## 《目次》

第1章 計画策定の基本的事項	1
1 計画策定（改訂）の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画の進行管理	3
第2章 食育推進の評価と課題	4
1 第1次計画の評価と課題	4
(1) 基本目標に対する評価項目全体の達成状況	4
(2) 基本目標に対する評価項目ごとの評価と課題	5
(3) 全体評価	12
第3章 佐倉市が目指す食育	13
1 基本理念	13
2 基本目標	14
3 食育推進の指標	15
4 施策の体系	16
第4章 食育推進の取り組み	17
1 関係者の役割	17
2 食育推進の施策	19
次の世代を担う子どもたちの健やかな成長	19
1 保育園、幼稚園、小中学校における食育の推進	19
2 家庭との連携・協力による食育の推進	22
市民の誰もが健康で豊かな生活を送るための実践	23
1 地域における食育の推進	23
2 市民が主体となって進める食育の推進	27
魅力あふれる佐倉の食づくり	28
1 豊かな地場農産物を活かした食育の推進	28
資料編	31
食育推進におけるこれまでの取り組みの概要	32
第2次佐倉市食育推進計画に係るアンケート結果	45
千葉県佐倉市直売所マップ	63

# 第 1 章 計画策定の基本的事項

---

## 1 計画策定（改訂）の趣旨

近年、食をめぐる社会環境やライフスタイルが大きく変化し、食への関心が薄れるとともに、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、伝統的食文化の喪失など、様々な問題が生じています。

「食育」は、食育基本法の前文において、「生きる上での基本であって、教育の三本の柱である知育、徳育、体育の基礎となるべきもので、様々な体験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」と位置付けられているように、私たちの心身は「食」によって成り立っていると言えます。

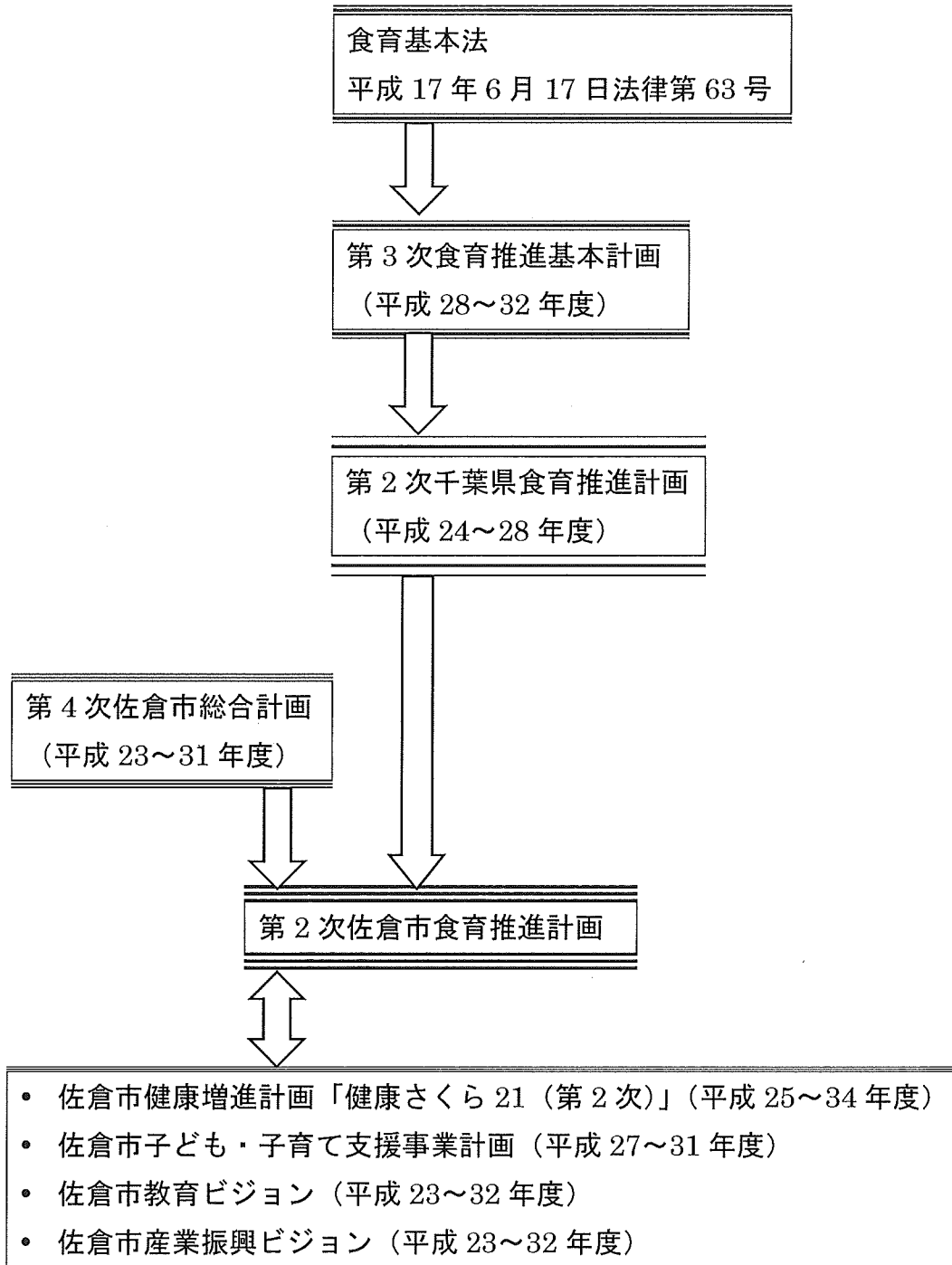
このため、子どもたちをはじめ、市民一人ひとりが健康で心豊かに暮らせるよう、食生活における知識や、選択できる力の習得を通じた食生活の改善による健康の維持・増進を基本として、今後も「食育」の観点に立ったまちづくりを更に進めていく必要があります。

佐倉市では、平成 23 年 3 月に、食育を総合的かつ計画的に推進するための指針として「佐倉市食育推進計画」を策定し取り組んでまいりましたが、市民の食育に対する関心は徐々に高まってきているものの、食に対する意識の高まりが、必ずしも健全な食生活の実践には十分に結びついておらず、更なる取り組みを進めることが必要となっています。

このことから、第 1 次計画の基本理念を引き継ぎ、これまでの食育推進の評価と課題の整理を行い、今後の食育施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第 2 次佐倉市食育推進計画」を策定し、より一層の食育推進に取り組めます。

## 2 計画の位置付け

本計画は、食育基本法第 18 条第 1 項に基づく市町村食育推進計画として位置付けします。また、佐倉市として、食育に関する基本的な事項を定めるものであり、本市における第 4 次佐倉市総合計画をはじめ、関連個別計画などとの整合を図るものとします。



### 3 計画の期間

本計画の期間は、第4次佐倉市総合計画後期基本計画との整合を図るため、平成28年度（2016年度）から平成31年度（2019年度）までの4年間とします。

なお、計画の進捗状況や食育施策の変更などを踏まえ、計画内容に改訂が必要な場合は適宜見直しを行います。

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
国	第2次食育推進計画					第3次食育推進計画					
千葉県	前計画	第2次食育推進計画									
佐倉市	第4次佐倉市総合計画 前期基本計画					後期基本計画					
	佐倉市食育推進計画					第2次佐倉市食育推進計画					

### 4 計画の進行管理

施策の進行管理は、庁内関係8課で構成する「食育推進活動庁内検討会」において毎年定期的に行います。

また、施策の評価については、その達成状況を客観的に把握するため関係各課が行う食育に関するアンケート調査などの結果により検証するとともに、必要に応じて地域の食育アドバイザーである食生活改善推進員などからも意見を伺います。

#### 関係8課

企画政策課 障害福祉課 健康増進課 子育て支援課 指導課 社会教育課  
産業振興課 農政課

## 第2章 食育推進の評価と課題

### 1 第1次計画の評価と課題

第1次食育推進計画では、3つの基本目標を掲げ、その達成状況を客観的に把握するため、6つの評価項目を設けてそれぞれ数値目標を定めています。

「食に関する市民アンケート」などの結果から、基本目標に対する達成状況を評価項目ごとに整理すると以下のとおりとなります。

#### (1) 基本目標に対する評価項目全体の達成状況

評価項目		対象	策定時 23年度	中間年 25年度	最終年 27年度	目標値	達成 状況	出典
①	食育の言葉も意味も知っている市民の割合	成人	80.2%	78.7%	80.7%	90%	B	①
②	栄養のことを考えて食事を摂ることができる市民の割合	成人	66.4%	62.2%		78%	C	④
③	朝食を毎日食べている市民の割合	幼児	94.0%	96.0%	95.0%	100%	B	②
		小学生	90.0%	87.4%	93.0%	100%	B	③
		中学生	81.0%	83.1%	85.8%	100%	B	③
		成人	80.9%	80.6%		90%	C	④
④	家族そろって又は大人の誰かと食事をしている児童・生徒の割合	朝食 小中学生	35.7%	43.0%	32.3%	50%	C	①
		夕食 小中学生	85.0%	85.2%	82.0%	85.0%	C	①
⑤	食品を安全に感じる市民の割合	成人	4.0%	9.2%	7.4%	50%	B	①
⑥	佐倉産を意識して農産物を購入している市民の割合	成人	5.1%	5.3%	26.9%	50%	B	⑤

《達成状況》 A：達成できた B：達成できなかったが改善した C：それ以外

《出典》 ①食に関するアンケート(農政課)②園児の食生活調査(子育て支援課)

③児童生徒の食生活調査(学校栄養士会) ④市民健康意識調査(健康増進課)

⑤市民意識調査(企画政策課)

## (2) 基本目標に対する評価項目ごとの評価と課題

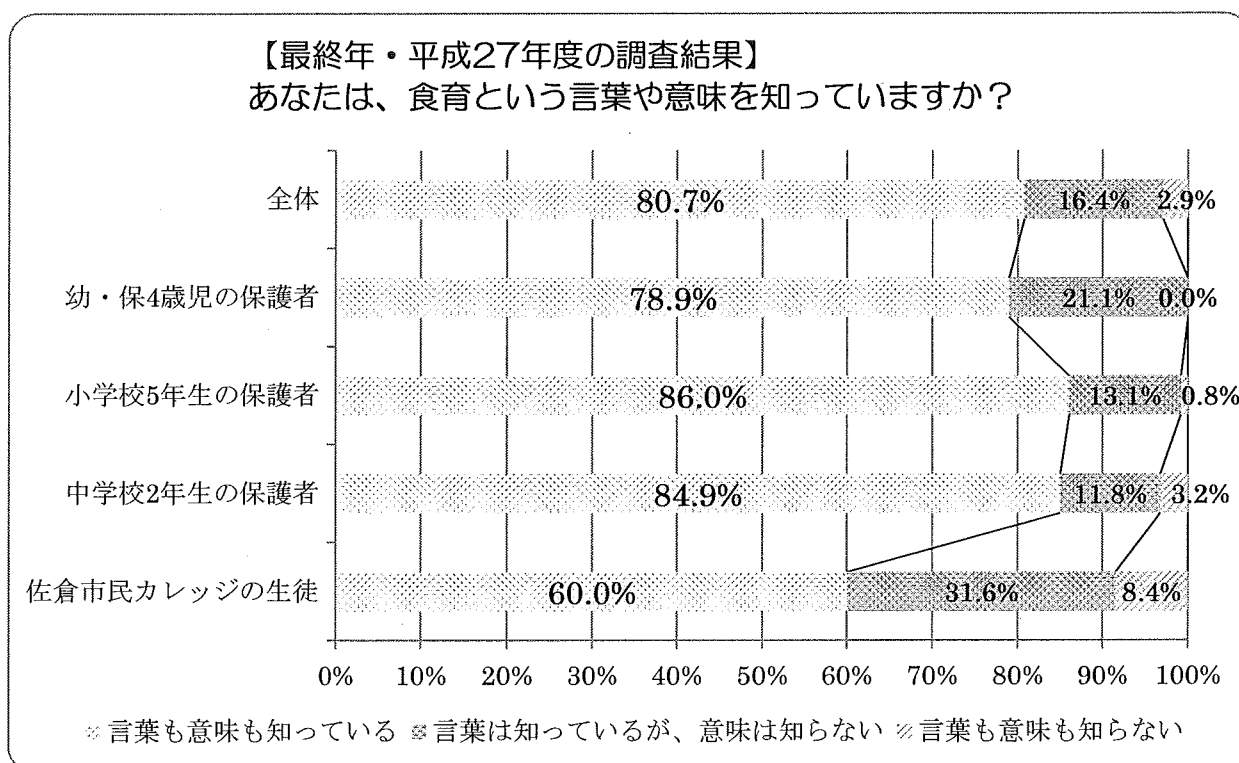
### 基本目標 1 「みんなで楽しく健全な食生活をしよう」

#### 評価項目 1 「食育の言葉も意味も知っている市民の割合」

評価項目		対象	策定時 23年度	中間年 25年度	最終年 27年度	目標値
①	食育の言葉も意味も知っている市民の割合	成人	80.2%	78.7%	80.7%	90%

計画策定時の「食育の言葉も意味も知っている市民の割合」が80.2%だったのに対して、今回調査では目標値には届いていないものの80.7%と微増しており、また、その割合は比較的高いことからほとんどの成人市民は食育を理解していると思われます。

一方、この結果を「幼小中学生の保護者」と「それ以外の成人」で比較すると、「幼小中学生の保護者」の割合は平均値と同じかそれを上回っているのに対して、「それ以外の成人」の割合は平均値を大きく下回っており、今後も一人ひとりが健全な食生活を送ることができるよう、更に食育に対する理解を深めていく必要があります。

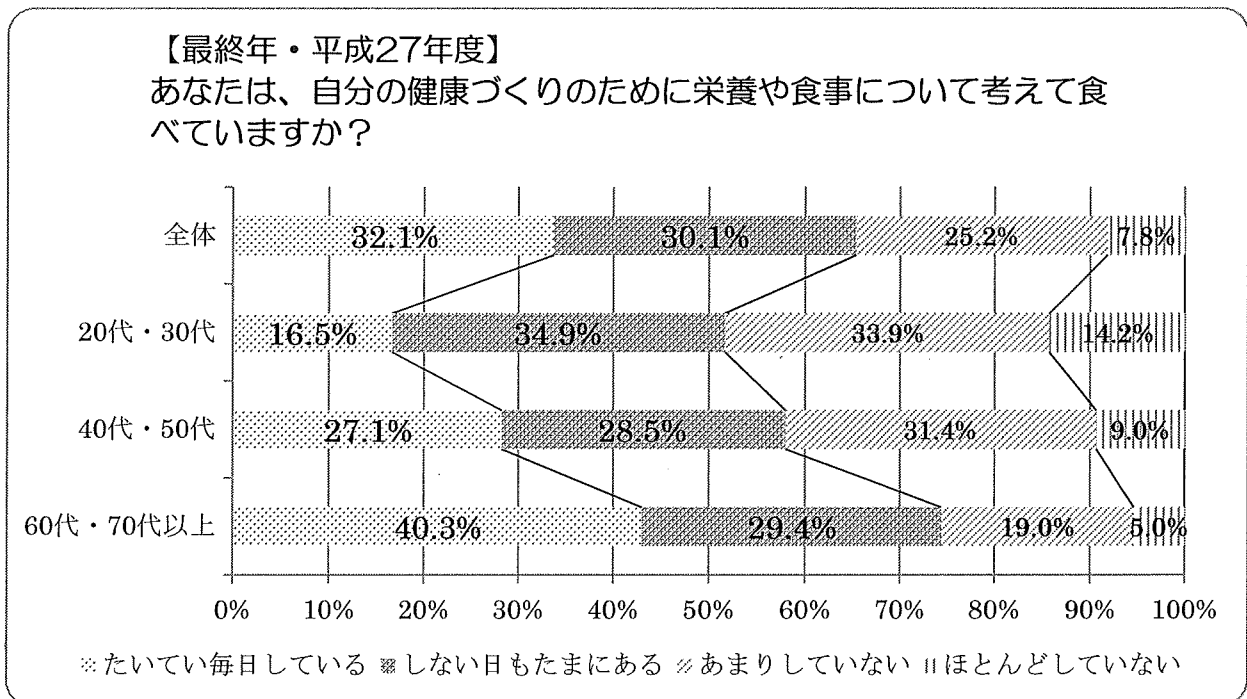


## 評価項目 2 「栄養のことを考えて食事を摂ることができる市民の割合」

評価項目		対象	策定時 23年度	中間年 25年度	最終年 27年度	目標値
②	栄養のことを考えて食事を摂ることができる市民の割合	成人	66.4%	62.2%		78%

計画策定時の「栄養のことを考えて食事を摂ることができる市民の割合」が66.4%だったのに対して、今回調査では62.2%と計画策定時と比較して減少しております。

栄養の偏りや不規則な食事は肥満や生活習慣病にもつながることから、今後は、正しい栄養摂取や食事のバランスについて更に理解を深めていく必要があります。



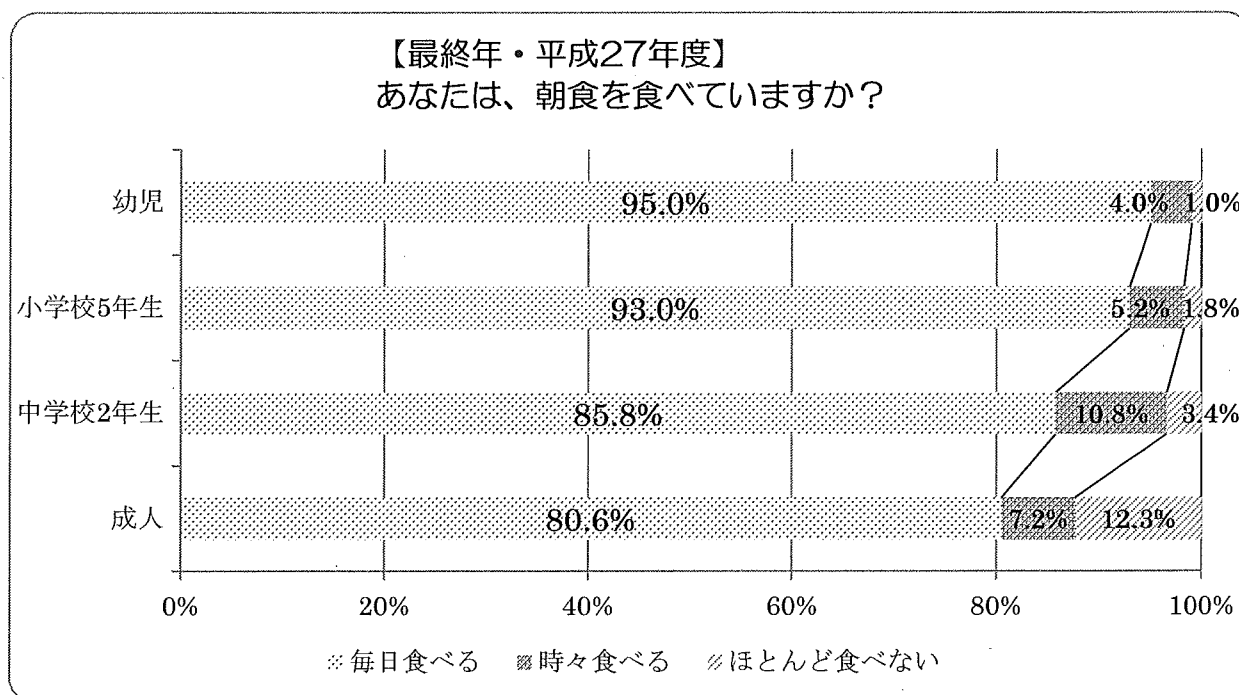


### 評価項目3 「朝食を毎日食べている市民の割合」

評価項目	対象	策定時	中間年	最終年	目標値
		23年度	25年度	27年度	
③ 朝食を毎日食べている市民の割合	幼児	94.0%	96.0%	95.0%	100%
	小学生	90.0%	87.4%	93.0%	100%
	中学生	81.0%	83.1%	85.8%	100%
	成人	80.9%	80.6%		90%

計画策定時の「朝食を毎日食べている市民の割合」は、幼児が94.0%、小学生が90.0%、中学生が81.0%、成人が80.9%だったのに対して、今回調査ではいずれの対象者も目標値には届いていないものの、幼児が95.0%、小学生が93.0%、中学生が85.8%と、計画策定時と比較して子どもたちの朝食摂取率は改善傾向にあり、親の子どもに対する栄養摂取や食事に対する意識が高いことが伺えます。

一方、成人の割合は80.6%と微減しており、今後は、朝食摂取の習慣を身に付けることができるよう、1日の活動に必要な栄養補給をする朝食の重要性について理解を深めていく必要があります。



#### 評価項目4 「家族そろって又は大人の誰かと食事をする児童・生徒の割合」

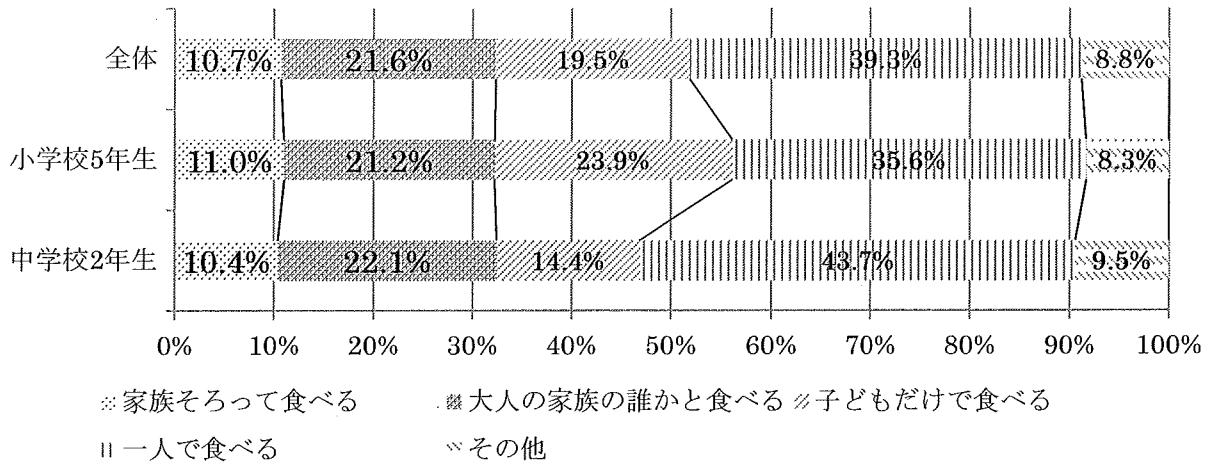
評価項目		対象	策定時 23年度	中間年 25年度	最終年 27年度	目標値
④	家族そろって、又は大人の誰かと食事をしている児童・生徒の割合	朝食 小中学生	35.7%	43.0%	32.3%	50%
		夕食 小中学生	85.0%	85.2%	82.0%	85.0%

計画策定時の「家族そろって又は大人の誰かと食事をする児童・生徒の割合」は、小中学生の平均で朝食が35.7%、夕食が85.0%だったのに対して、今回調査では朝食が32.3%、夕食が82.0%といずれの割合も計画策定時より減少しています。

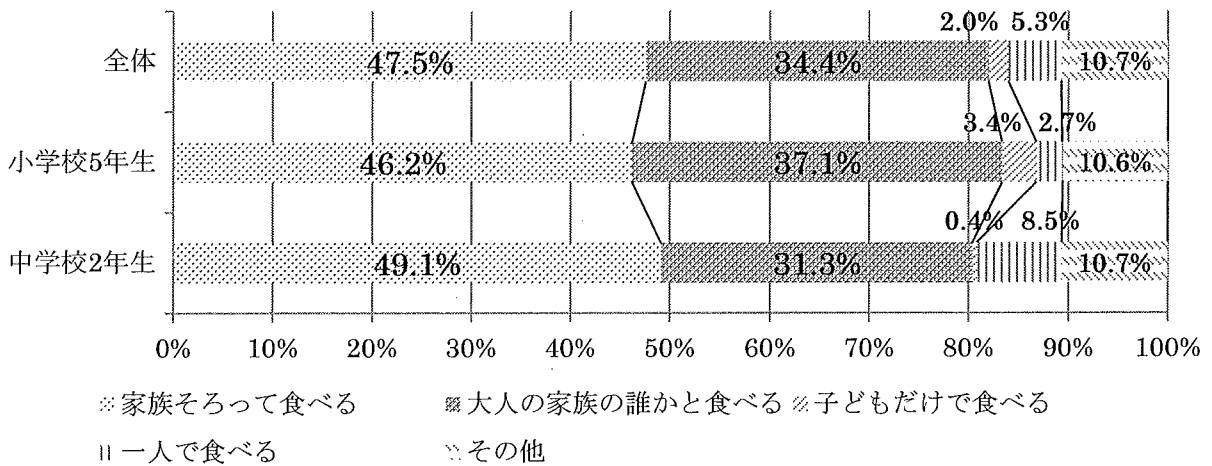
また、この割合を小学生と中学生に分けて比較した場合も、両者の間に大きな差はなく、概ね同じ割合となっています。

食事を通した家族団らんは、子どもの成長にとって重要なことであることから、引き続き家族などと一緒に食事をする割合を高めていく必要があります。

【最終年・平成27年度の調査結果】  
あなたは、朝食は、いつもどのように食事をしていますか？



【最終年・平成27年度の調査結果】  
あなたは、夕食は、いつもどのように食事をしていますか？



## 基本目標 2 「食を学びそして大切にしよう」

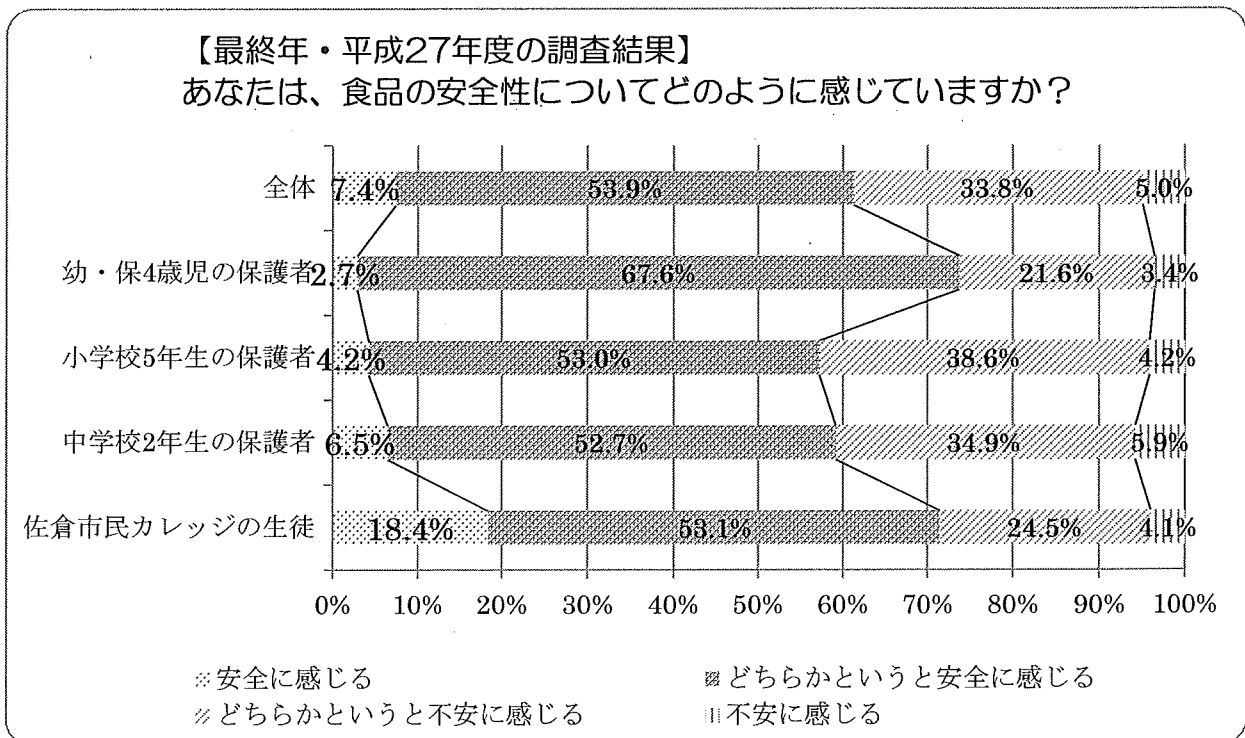
### 評価項目 5 「食品を安全に感じる市民の割合」

評価項目	対象	策定時 23年度	中間年 25年度	最終年 27年度	目標値
⑤ 食品を安全に感じる市民の割合	成人	4.0%	9.2%	7.4%	50%

計画策定時の「食品を安全に感じる市民の割合」が 4.0%だったのに対して、今回調査では 7.4%とわずかな増加にとどまっていますが、「食品を安全に感じる市民の割合」に「どちらかという安全に感じる市民の割合」を加えますと、個別の対象者の割合に若干の差はあるものの、すべての対象で目標値を上回る結果となります。

これは、市民一人ひとりの食に関する関心が高まり、食品の安全に対する意識や知識が高くなっていることや、供給側も消費者の食品に対する安全意識を反映した食品の提供に努めていることが一つの要因と思われます。

このため、市民一人ひとりが食品の安全を意識して食品を選択できるよう、今後も食品の安全に対する理解を更に深めていくとともに、供給側も消費者ニーズに沿った食品の提供ができるよう更に意識を高めていく必要があります。



### 基本目標 3 「食から佐倉を愛する心を育もう」

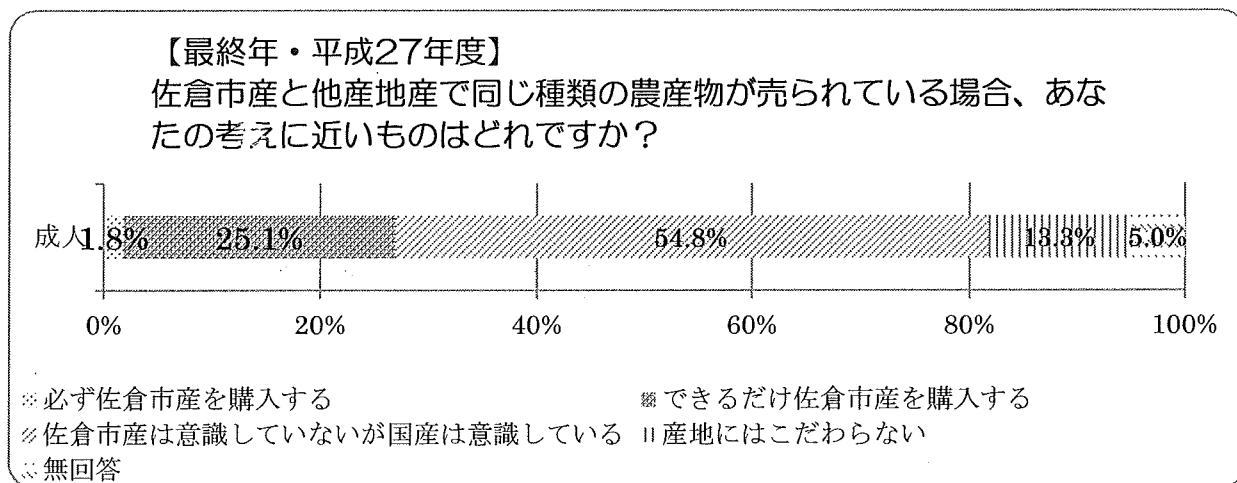
#### 評価項目 6 「佐倉産の農産物を意識して購入している市民の割合」

評価項目	対象	策定時 23年度	中間年 25年度	最終年 27年度	目標値
⑥ 佐倉産を意識して農産物を購入している市民の割合	成人	5.1%	5.3%	26.9%	50%

計画策定時の「佐倉産の農産物を意識して購入している市民の割合」が 5.1% だったのに対して、今回調査では目標値には届いていないものの 26.9% と大幅に伸びています。

一方、市民が農産物を購入する際の選択肢の中で最も多いのは、「国産」(約 55%) で、県産や地場産にはこだわらない場合でも広く国産品を求める傾向があります。

このため、今後は、より多くの市民に佐倉産農産物の良さを知ってもらえるよう PR に努めるとともに、直売を通じた農産物の消費拡大をはじめ、市内店舗での販路を確立し地産地消を更に拡大していく必要があります。



### (3) 全体評価

個別項目の評価を総括すると、「食育の言葉も意味も知っている市民の割合」は、微増に留まっていますが、その割合は8割を超えており、比較的高い値を示していることから、市民の食に関する関心は徐々に高まってきているものと思われます。

一方、「栄養のことを考えて食事を摂ることができる市民の割合」や、「朝食を毎日食べている市民の割合」は、子どもたちを除き減少しており、食に対する意識の高まりが、必ずしも健全な食生活の実践には十分に結びついていない現状も見受けられます。

また、「家族そろって又は大人の誰かと食事をしている子どもたちの割合」は、小中学生ともに減少していますが、食事を通した家族団らんは、子どもたちの成長に欠かせないものであり、家族で食卓を囲み楽しく食べる共食を更に推進していく必要があります。

このため、市民一人ひとりが「食」のあり方について改めて見つめ直し、食に関する理解を通して実践ができるよう、更に各世代のライフステージに応じた間断のない食育を総合的に推進していく必要があります。

## 第3章 佐倉市が目指す食育

### 1 基本理念

#### “食を通して人を育み支えあうまち佐倉”

この理念には、「市民の誰もが『食』を通して豊かな人間性を育み、健康で豊かな生活を送ることができるよう相互に支えあう」という願いを込めています。

生涯にわたって心身ともに健康で豊かな生活を送ることができるよう、正しい食生活習慣を身に付けるための「食育」の推進はすべての世代に必要です。

特に、子どもたちへの食育は、心身の成長や豊かな人間性を育てていく上でとても重要であり、生涯にわたって心身ともに健康で豊かな生活を送るための基礎となるものです。子どもたちが将来大人になり正しい食生活を実践し、それを次の世代へ引き継ぐことで更に食育が推進されることにもつながります。

このため、第2次食育推進計画では、「子どもたち」を中心に、保護者やその家族、地域に暮らす一人ひとりが食に関する正しい知識を習得し、生涯を通して健康で豊かな生活を送ることができるよう、「食を通して人を育み支えあうまち佐倉」を基本理念に掲げて食育を推進します。

また、佐倉市は、豊かな自然に恵まれ、四季を通して様々な農産物が生産されており、こうした農業の営みや地域に根ざした食文化を体験できる素晴らしい環境があります。

このため、市民一人ひとりの、自然の恵みに感謝し食べ物を大切にする心や、地域の伝統的な食文化を大切にする心の醸成を通して、農業に関する理解を深めながら農業の振興にも努めます。

#### 《食育とは》

食育基本法の前文において、「生きる上での基本であって、教育の三本の柱である知育、徳育、体育の基礎となるべきもので、様々な体験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」と位置付けられています。

## 2 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標を定めて食育を総合的に推進します。

### 目標1 次の世代を担う子どもたちの健やかな成長

- 子どもたち一人ひとりが、発育や発達段階に応じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、食に関して自立できる力を培っていくことを目指します。
- 食育の基本は、まず家庭において取り組まれるべきものであり、家庭での子どもの食育を促進します。

### 目標2 市民の誰もが健康で豊かな生活を送るための実践

- 市民一人ひとりが、食に関する知識と食を選択する力を培い、継続的に健全な食生活を実践していくことを目指します。
- 市民一人ひとりが支えあう豊かな食生活の実現を目指します。

### 目標3 魅力あふれる佐倉の食づくり

- 市内では、四季を通して様々な農産物が生産されており、こうした農業の営みや地域に根ざした食文化の体験を通して食育を推進します。
- 地産地消を通して、農業に関する理解を深めながら地域農業の振興に努めます。



### 3 食育推進の指標

基本理念の実現に向けた3つの目標を踏まえ、本市における取り組みの成果を客観的に把握するため、以下の指標を設定します。

目標	指標	対象	現状値	目標値
			平成 27 年度	平成 31 年度
次の世代を担う子どもたちの健やかな成長	朝食を毎日食べる市民の割合	幼児	95.0%	100%
		小学生	93.0%	100%
		中学生	85.8%	95%以上
	家族と朝食をともにしている市民の割合	小学生	32.2%	36%以上
		中学生	32.5%	36%以上
	家族と夕食をともにしている市民の割合	小学生	83.3%	92%以上
中学生		80.4%	89%以上	
市民の誰もが健康で豊かな生活を送るための実践	食育の言葉も意味も知っている市民の割合	成人	80.7%	89%以上
	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の市民の割合※1※2	成人	62.2%	80%以上
		20歳代男性	59.4%	60%以上
		30歳代男性	57.9%	60%以上
		20歳代女性	62.9%	70%以上
		30歳代女性	67.8%	70%以上
	朝食を必ず食べる市民の割合※2	40歳代女性	61.7%	70%以上
成人		56.5%	62%以上	
食品の安全を意識して食品を選択している市民の割合※3	成人	56.5%	62%以上	
魅力あふれる佐倉の食づくり	佐倉産を意識して農産物を購入している市民の割合	成人	26.9%	30%以上
	地場農産物を販売している店舗の割合	販売店	40.0%	44%以上

※1「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の市民の割合」の現状値は、平成23年度市民健康意識調査の、「自分の健康づくりのために、栄養や食事について考えて食べる」について、「たいてい毎日している」及び「しない日もたまにある」人の割合を用いています。

※2「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の市民の割合」の目標値並びに「朝食を必ず食べる市民の割合」の現状値及び目標値は、佐倉市健康増進計画「健康さくら21（第2次）」の現状値及び目標値（平成24年度）を用いています。

※3「食品の安全を意識して食品を選択している市民の割合」の現状値は、第2次千葉県食育推進計画「食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている県民の割合」の基本値（平成23年度）を用いています。

# 施策の体系

【基本理念】 “食を通して人を育み支えあうまち佐倉”

## 【目標】

## 【施策の柱】

## 【施策の展開】

次の世代を担う子どもたちの健やかな成長

1 保育園、幼稚園、小中学校における食育の推進

- (1) 計画的・体系的な食育の推進
- (2) 一人ひとりに応じた対応と指導の充実
- (3) 安全で安心な給食の提供
- (4) 給食を通じた体験活動の充実
- (5) 給食を通じた食文化の伝承
- (6) 給食を通じた食と農への理解の推進

2 家庭との連携・協力による食育の推進

- (1) 給食を通じた家庭への食育推進

市民の誰もが健康で豊かな生活を送るための実践

1 地域における食育の推進

- (1) 家庭における食育の推進
- (2) 妊産婦や乳幼児に関する栄養・食生活指導の充実
- (3) 自己管理ができるような支援体制の充実
- (4) 地域における食育の推進
- (5) 食文化の伝承
- (6) 食品の安全性の確保

2 市民が主体となって進める食育の推進

- (1) 人材の養成
- (2) 市民主体の健康づくり活動を通じた食育の推進

魅力あふれる佐倉の食づくり

1 豊かな地場農産物を活かした食育の推進

- (1) 生産者との交流促進
- (2) 地産地消の推進
- (3) 農産物の安定供給に向けた支援
- (4) 食文化の伝承
- (5) 農産物の安全性の確保

## 第4章 食育推進の取り組み

### 1 関係者の役割

食育の推進にあたっては、「家庭」、「保育園、幼稚園、小中学校」、「地域」、「生産者」、「行政」などがそれぞれの役割を認識し主体的に活動するとともに、相互に連携・協力しながら一体となって総合的に取り組みを推進します。

#### 1 家庭の役割

家庭は、家族一人ひとりが日々健全な食生活を送るための実践の場です。

特に、子どもがいる家庭では、子どもが食に関する知識や食事マナーを習得し、食を楽しむ心や食に対する感謝の気持ちを育むなど、食育の中心的な役割を担っています。

#### 2 保育園、幼稚園、小中学校の役割

子どもたちが食に関する正しい知識や食を適切に選択する力を習得し、食と健康との関わりを学ぶ場であり、給食などを通して、発育や発達段階に即した体系的な指導に取り組むことが求められています。

とりわけ、食育のスタートとなる乳幼児期においては、保護者との密接な連携が求められるなど、家庭や地域との連携・協力のもとに食育を推進していく必要があります。

#### 3 地域の役割

佐倉市では、これまでも健康管理センターや西部保健センター及び南部保健センターを拠点として、保健・医療関係者や食生活改善推進員などのボランティアと連携し一体となって、食に関する啓発活動や食生活の改善による健康の維持・増進に取り組んでまいりましたが、今後は、更に市民の食生活に密着した啓発活動や様々な食の体験機会の提供などを通して、これまでの「食の正しい理解」を活かし、市民一人ひとりが健全な食生活を「実践する」ことに主眼をおいて取り組みを推進していく必要があります。

#### 4 生産者の役割

生産現場においても、食の安全や安心に関する理解を深め、農薬の適正使用など、安全や環境に配慮した持続可能な生産に取り組むとともに、農産物の安定供給や、直売などを通して消費者との間に「顔の見える関係づくり」を進めていく必要があります。

また、多様な生産活動を通して、食と農への理解が深まるよう、保育園、幼稚園、小中学校と連携しながら食育の推進に努めることが求められています。

#### 5 行政の役割

食育の取り組みが全市的な活動になるよう、市民や関係団体などの主体的な取り組みを支援するとともに、その連携体制の構築が求められています。

また、地域の特性を活かし、市民一人ひとりの各ライフステージに応じた、間断のない食育の取り組みを進めて行く必要があります。

更に、食の安全安心に対する意識が高まるなかで、食の安全に関する正しい知識の習得やその情報を提供していくことが求められています。

## 2 食育推進の施策

### 目標 1 次の世代を担う子どもたちの健やかな成長

#### 1 保育園、幼稚園、小中学校における食育の推進

##### ＜取り組みの方向性＞

- 子どもたちの発育や発達段階に応じて、食に関する知識や食を適切に選択する力を身に付け、健全な食生活を実践することができるよう、食育の指導体制と体系的な指導内容の充実を図ります。
- 食に関する指導の充実に加え、個々の健康状態の把握に努めるなど、学校保健や健康教育の充実を図るなかで子どもたちの健康の維持増進に努めます。

##### (1) 計画的・体系的な食育の推進

番号	取り組み	概要
①	保育園における食育の推進 (子育て支援課・保育園)	保育所保育指針に基づき、保育の一環として食育を位置付け、各保育園の創意工夫のもとに食育を計画的に推進します。
②	学校における食育の充実 (教育委員会・学校)	食に関する指導全体計画に基づき、各教科や給食の時間、特別活動などを通して、計画的、継続的、体系的に食育を推進します。

##### (2) 一人ひとりに応じた対応と指導の充実

番号	取り組み	概要
①	給食における食物アレルギーへの対応 (保育園・幼稚園・学校)	個々の園児や児童・生徒の食物アレルギーに対応した給食の提供に努めます。
②	食物アレルギーに関する研修会の実施 (子育て支援課・教育委員会・保育園・幼稚園・学校)	各学校で食物アレルギー対応の手引きに基づいた適正な対応ができるよう、全教職員を対象に研修会を実施します。
③	健康指導の充実 (教育委員会・保育園・幼稚園・学校)	生活習慣病の誘因となる肥満や痩身など、健康上の課題を早期かつ的確に把握し、有所見者に対する個別指導及び生活習慣病予防検診を実施します。

### (3) 安全で安心な給食の提供

番号	取り組み	概要
①	食材の安全確保 (子育て支援課・教育委員会・学校)	安全な食材などの選定に努めるとともに、市独自に給食用食材の放射能検査を実施し、食材の安全確保に努めます。
②	衛生管理の徹底 (子育て支援課・教育委員会)	調理員の健康把握に努め、「学校給食衛生管理基準」や「大量調理施設衛生マニュアル」等を遵守し、安全な給食の提供に努めます。

### (4) 給食を通じた体験活動の充実

番号	取り組み	概要
①	お楽しみ献立 (保育園)	3歳以上の園児を対象に、ハートや星型のニンジンを入れたカレーを調理員が配膳し、給食を楽しみながら調理員との交流を図ります。
②	野菜の栽培 (保育園・幼稚園)	園内で野菜栽培を行い、食の大切さを楽しく学ぶ体験を行います。
③	クッキング保育 (保育園)	園児が自分たちで収穫した野菜を使い、料理し食べることで、みんなで作る楽しさや食べた時の美味しさ、嬉しさを感じ、食体験の幅を広げ食への知識を深めます。
④	農業体験 (学校)	地域の方や給食食材の生産農家の協力を得て、米や野菜の栽培・収穫体験を通して、食べ物を大切にする心や農業に対する理解を深めます。
⑤	野菜に触れる体験学習 (学校)	給食で使用するソラマメのさやむきやトウモロコシの皮むきを行うなど、野菜の特徴や旬のものを食べることの大切さなどを学ぶ機会づくりに努めます。

### (5) 給食を通じた食文化の伝承

番号	取り組み	概要
①	食事マナーの習得 (保育園・幼稚園・学校)	日本の食文化の一つである正しい箸の使い方や食器の持ち方を身に付けるとともに、挨拶や食事の姿勢など食事の基本的なマナーを習得できるよう、給食を通じた実践での指導に努めます。
②	餅つきと成木もちづくり (保育園)	お正月の伝統行事である餅つきや、小正月の15日に行う「成木もち」を作り、伝統的な食や行事を学び、その餅を味わいます。
③	食を通じた食文化の伝承 (保育園・幼稚園・学校)	伝統的な郷土料理や行事食を積極的に給食に取り入れ、郷土の食文化や行事への理解を深めながら郷土を愛する心を育み、併せて伝統的な食文化の継承に努めます。
④	特色ある給食の実施 (教育委員会・幼稚園・学校)	全小中学校において、「津田仙給食」、「お殿様献立」、全国学校給食週間における「佐倉うまいもの自慢献立」などを実施し、佐倉の歴史や先覚者、食文化への理解を深めます。

### (6) 給食を通じた食と農への理解の推進

番号	取り組み	概要
①	食と農への理解の推進 (保育園・幼稚園・学校)	自然の恵みに感謝し食べ物を大切にする心を培い、農業に対する理解を深めます。
②	地産地消の推進 (子育て支援課・教育委員会)	生産者や生産組合、JAなどと連携し、給食への地場野菜の利用拡大を図るなど、地産地消にも取り組みます。

## 2 家庭との連携・協力による食育の推進

### 《取り組みの方向性》

- 子どもたちが健全な食生活を実践する力を習得するためには、日常の家庭生活での実践が重要であり、保護者への情報発信や家庭との連携・協力による取り組みを推進します。

### (1) 給食を通じた家庭への食育推進

番号	取り組み	概要
①	家庭との連携・協力 (保育園・幼稚園・学校)	給食だよりや献立表などの家庭配布物の充実を図り、家庭と連携して食育を推進します。
②	家庭での実践に向けた支援 (保育園・幼稚園・学校)	家庭教育学級の食育講座や健康講座を通して、家庭における子どもたちの基本的な生活習慣や食習慣の形成に向けた支援をします。
③	給食試食会の開催 (保育園・幼稚園・学校)	家庭における正しい食生活の実践ができるよう、給食の試食会を開催します。
④	ふれあい昼食会の開催 (保育園・学校)	地域における食育の推進や交流ができるよう、地域住民を招いた昼食会を開催します。



## 目標 2 市民の誰もが健康で豊かな生活を送るための実践

### 1 地域における食育の推進

#### 《取り組みの方向性》

- 市民一人ひとりが、食に関する知識と食を選択する力を培い、健康で豊かな生活を送ることができるよう継続的な食育と健康づくりを推進します。

#### (1) 家庭における食育の推進

番号	取り組み	概要
①	一家団らんの食事の推進 (健康増進課)	食事を通じた家族団らは、子どもたちの成長に欠かせないものであることから、家族で食卓を囲み、食を学び、楽しく食べる環境づくりを進めるため、共食を推進します。
②	規則正しい生活リズムの確保 (健康増進課)	早めの夕食、毎日の適度な運動と睡眠時間の確保など、適切な食習慣や生活リズムについて学ぶ機会を提供するとともに、簡単にできる朝食メニューの紹介や、おやつ目的についての理解の推進に努めます。
③	「おやこの食育教室」の開催 (健康増進課)	親子の食への関心を深め、栄養、体づくりなど、食育への意識を育てる体験活動の場の提供を通して、親子の食への関心を深め、健康管理についての学びと実践活動の支援をします。
④	家庭教育講座「食育講座」 (教育委員会・公民館)	子どもたちの健康で豊かな人間性を育む基礎となるよう、家庭の役割やあり方、その方法などの学習支援を行います。
⑤	親子交流事業 (教育委員会・公民館)	地域の特産品などを利用した調理体験を通して、親子の交流を支援します。
⑥	レシピ集の配布 (健康増進課)	家庭において、正しい食生活を理解し実践できるよう、レシピ集を配布しその利用拡大に努めます。

## (2) 妊産婦や乳幼児に関する栄養・食生活指導の充実

番号	取り組み	概要
①	マタニティクラスでの栄養講義及び調理実習 (健康増進課)	初産婦を対象として、妊娠、出産、育児について、体験学習を通して正しい知識を学び健全な母性と子の育成を図るほか、妊婦同士の交流を図りながら地域における子育ての仲間づくりを支援します。
②	乳幼児の栄養相談及び健康教育 (健康増進課)	乳児相談や幼児健診時に、食育啓発パネルの展示や栄養相談を行います。
③	ほやほやベビー離乳食の進め方 (子育て支援課)	子育て(乳児)をしている市民を対象に、佐倉保育園の地域子育て支援センター「さくらっこひろば」において、離乳食の進め方の講座や栄養相談を実施します。
④	もぐもぐ教室 (健康増進課)	8か月児を対象に、離乳食と歯についての健康教育を実施します。
⑤	よく噛んで食べる食習慣の普及 (健康増進課)	幼児の発育段階に応じて適切に食が進められるよう、離乳食をはじめ、心の安定や食べる意欲、よく噛んで食べる習慣とバランスの良い味覚的嗜好を身に付けるための食生活の支援をします。

### (3) 自己管理ができる支援体制の充実

番号	取り組み	概要
①	食事バランスガイドの活用 (健康増進課)	食事の望ましい組合せやおおよその量を分かりやすく示した「食事バランスガイド」を活用した食育を推進します。
②	メタボ予防のための「知って得する調理法」講習会 (健康増進課)	メタボリックシンドローム予防のための正しい食生活を実践するために必要な知識の普及と、それを実践するための栄養講義と試食を実施します。
③	高血圧予防のための減塩の推進 (健康増進課)	減塩の知識の普及と塩分の量を減らし、野菜摂取量を増やす啓発活動を実施します。
④	8020 運動の推進 (健康増進課)	80 歳で 20 本以上の歯を維持できるよう、歯の大切さや正しい機能を理解するとともに、よく噛んで食べる食習慣の普及啓発を図ります。

### (4) 地域における食育の推進

番号	取り組み	概要
①	出前健康講座 (健康増進課)	保健師、栄養士、歯科衛生士、食生活改善推進員などによる「健康管理」、「食生活」、「育児」、「歯の健康」、「たばこ」、「飲酒」などに関する出前健康講座を行い、市民の健康づくりを支援します。また、朝食欠食と肥満の増加、野菜の摂取不足などの食生活上の問題点を改善する取り組みを強化します。
②	しづ市民大学「おやじの食事学」 (教育委員会・公民館)	男性を対象に、調理の基本から衛生面や環境への配慮などを学び、食の観点から知識や交流を深めます。

### (5) 食文化の伝承

番号	取り組み	概要
①	佐倉学入門講座・体験講座 (教育委員会・公民館)	地場野菜を使った料理をはじめ、地域の行事食や佐倉の郷土料理、伝承文化などをテーマとして佐倉学の講座、調理体験を開催し、郷土の食文化に対する理解を深めながら郷土を愛する心を育み、併せて食文化の伝承に努めます。
②	食生活改善推進員による地場産メニューの普及 (健康増進課)	地場産野菜を使ったメニューを活用した講座や料理教室を開催します。また、各種イベントでのレシピの紹介や試食の提供を行います。
③	日本型食生活の推進 (健康増進課)	「主食・主菜・副菜」をそろえた栄養バランスに優れた「日本型食生活」を推進します。

### (6) 食品の安全性の確保

番号	取り組み	概要
①	情報提供の充実 (健康増進課)	食品の安全に関する正しい知識と理解を深めることができるよう、幅広い情報提供の充実に努めます。
②	正しい知識の習得支援 (関係課)	市民一人ひとりが食品のリスクや食生活の健康への影響などについて正しい知識を身に付け、自らが食を選択していく力を身につけることができるよう様々な機会を通して支援します。
③	リスクコミュニケーションの推進 (健康増進課)	食品の安全性に対する知識と理解が深まるよう、リスクコミュニケーションの推進に努めます。

## 2 市民が主体となって進める食育の推進

### 《取り組みの方向性》

- 食生活改善推進員などとの連携・協力のもと、地域における市民主体の健康づくり活動を通じた食育の推進をします。

### (1) 人材の養成

番号	取り組み	概要
①	食生活改善推進員養成講座 (健康増進課)	活動の充実に向けて、食生活改善推進員を養成するための講座を開催します。
②	食生活改善推進員研修 (健康増進課)	地域での食生活改善や健康づくりなどの地区活動を展開していく上で必要な、知識と技術の向上や習得に向けた研修を行います。

### (2) 市民主体の健康づくり活動を通じた食育の推進

番号	取り組み	概要
①	食生活改善推進員地区活動 (健康増進課)	健全な食生活の実践ができるよう、食生活の改善や健康づくりをテーマとした健康講座や料理教室を開催します。また、生涯を通して食について考えるための啓発を行い、健康寿命を延ばすことにつながる健康づくり活動を通じた食育に関する普及啓発活動の推進に努めます。

## 目標 3 魅力あふれる佐倉の食づくり

### 1 豊かな地場農産物を活かした食育の推進

#### 《取り組みの方向性》

- 農業の営みや地域に根ざした食文化の体験を通して、農業への理解を深めるとともに、地産地消を通じた地域農業の振興にも努めます。

#### (1) 生産者との交流促進

番号	取り組み	概要
①	農産物の販売を通じた交流の促進 (農政課)	各種イベントや直売所での地場農産物の販売を通して、食と農業に対する関心と理解を深めながら、生産者と消費者の交流を促進します。
②	アグリフォーラム and ユニバーサル農業フェスタの開催 (農政課・障害福祉課)	市民一人ひとりの食と農業に対する関心と理解を深めながら、生産者との交流を促進します。
③	給食を通じた交流促進 (子育て支援課・教育委員会・農政課)	給食への地場農産物の提供を通して、子どもたちの食と農業に対する関心と理解を深めながら、生産者との交流を促進します。
④	農業体験の推進 (農政課)	グリーンツーリズムなどの農業体験活動を推進し、食と農業に対する関心と理解を深めながら、都市と農村の交流を促進します。
⑤	多面的機能を保全する共同活動の推進 (農政課)	農家と地域住民が共同で行う、農業の多面的機能の維持保全活動を通して、農業の担う役割の理解を深めながら生産者との交流を推進します。

## (2) 地産地消の推進

番号	取り組み	概要
①	給食への利用拡大 (子育て支援課・教育委員会・農政課)	生産者や生産組合、JAなどと連携し、保育園、幼稚園・学校給食への地場農産物の利用拡大に努めます。
②	イベントを通じた消費拡大 (農政課)	各種イベントでの地場農産物の即売を通して、「顔の見える関係づくり」を進めながら地場農産物の消費拡大を推進します。
③	直売所での販売促進 (農政課)	生産者が経営する直売所での販売支援を通して、「顔の見える関係づくり」を進めながら地場農産物の消費拡大を推進します。
④	市内店舗での販売拡大 (産業振興課・農政課)	市内店舗で販売するための販路を確立し、取り扱い店を増やししながら、地場農産物の消費拡大を推進します。
⑤	ブランド化の推進 (農政課)	地場農産物のブランド化を進め、魅力やイメージを高めながら消費拡大を推進します。
⑥	販売機会の拡大 (農政課)	生産者に対し、各種イベントをはじめ広く販売する機会を提供し、地場農産物の消費拡大を推進します。
⑦	情報提供の充実 (農政課)	直売所マップによる販売所の案内や地場農産物の直売をするイベントの情報提供を通して、地場農産物の消費拡大を推進します。

## (3) 農産物の安定供給に向けた支援

番号	取り組み	概要
①	担い手の育成・確保 (農政課)	後継者の育成や新たな担い手を確保し、農業の持続性の確保に努めます。
②	経営基盤の強化 (農政課)	農地の利用集積による経営規模の拡大、生産・流通の効率化・低コスト化、6次産業化などの自主的な取り組みを支援し、農業生産の拡大に努めます。

#### (4) 食文化の伝承

番号	取り組み	概要
①	伝統的な食文化の伝承 (関係部署)	佐倉市には、地域に根付いた伝統食や行事食が多く残っており、関係部署が連携して、市民の財産である伝統的な食文化を次の世代に継承します。
②	直売所における伝承活動の支援 (農政課)	一部の直売所では、地域の伝統的な行事食である「太巻き寿司」や「いなり寿司」の伝承に向けて試食や販売をしており、こうした活動を支援し伝統的な食文化の伝承に努めます。

#### (5) 農産物の安全性の確保

番号	取り組み	概要
①	環境保全型農業の推進 (農政課)	化学肥料や農薬を低減して農作物を栽培する、環境に配慮した持続可能な生産を推進します。
②	農薬の適正使用の推進 (農政課)	生産現場における食の安全や安心に関する理解を深め、農薬の適正使用や低減など、安全に配慮した農業生産を推進します。
③	情報提供の充実 (農政課)	県が実施する農産物の放射性物質検査を通して安全の確認に努めるとともに、その情報を公表します。